

## 品川区インターンシップ事業促進助成金交付要綱

制定	平成11年7月8日区長決定	要綱第103号
改正	平成13年3月30日部長決定	要綱第79号
改正	平成21年3月31日部長決定	要綱第93号
改正	平成27年3月13日部長決定	要綱第198号
改正	平成31年3月29日部長決定	要綱第148号
改正	令和2年4月1日区長決定	要綱第110号
改正	令和3年4月1日部長決定	要綱第134号

### (目的)

第1条 この要綱は、工業系教育機関等が在学生に専攻学科、進路選択等に関連して就業体験させる教育活動（以下「インターンシップ事業」という。）に対し、区内の中小企業が積極的に協力することを支援することにより、産学交流を促進し、区内ものづくり産業等の振興を図ることを目的とする。

### (助成対象)

第2条 区長は、別に指定する教育機関が実施するインターンシップ事業について、これに協力して就業体験の機会を提供する中小企業（以下「協力企業」という。）に対し、品川区インターンシップ事業促進助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

2 協力企業は、区内に主な事業所を置く中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業者のうち、工業その他区長が定める業種に属するものとする。

### (助成金の額)

第3条 区長は、協力企業に対し、学生1人につき1日5,000円（外国人の学生にあたっては、1人につき1日10,000円）を限度として助成金を交付する。

2 前項の助成金は、学生1人につき5日分を限度とする。

### (助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする協力企業は、助成金交付申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

### (助成金の交付決定)

第5条 区長は、前条の申請があった場合において、助成金を交付することを適当と認めるときは、助成金交付決定通知書（第2号様式）により、当該協力企業（以下「助成事業者」という。）に通知する。

### (実績報告)

第6条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業の中止の承認を受けたときを含む。）または助成金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

### (助成金の額の確定)

第7条 区長は、前条の報告があった場合において、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第4号様式）により助成事業者に通知するものとする。

### (助成金の請求)

第8条 助成事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに請求書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

### (委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成11年7月8日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。